

山口県立厚狭高等学校PTA規約

(名称)

第1条 本会は山口県立厚狭高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(組織)

第2条 本会は山口県立厚狭高等学校(以下本校)に在籍する生徒の保護者ならびに教職員で組織する。

(目的)

第3条 本会は保護者、教職員が一体となり、本校教育の発展、生徒の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校と家庭との緊密な連絡提携
- 2 望ましい教育環境の醸成
- 3 生徒の生活指導、進学・就職への積極的協力
- 4 会員の研修
- 5 その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	本会を代表し、会務を統括し、諸会議の招集司会に当たる。
副会長	3名	会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
監事	2名	会計を監査する。
評議員	若干名	評議員会を構成する。
書記	2名	記録文書その他の庶務に当たる。
会計	2名	会計事務に当たる。
顧問	若干名	会長の諮問に応じ、また諸会議に列席して意見を述べる。

(役員選出)

第6条 会長、副会長、監事は評議員会で推薦し、総会の承認を得て決定する。
なお、欠員補充の場合は評議員会で決定することができる。

評議員(ア) 保護者評議員は全日制においては生徒の通学区域ごとに、定時制においては全区域で互選する。その定数は会員数を勘案して会長が決める。

なお、会長は必要に応じて若干名を委嘱することができる。

(イ) 教職員評議員若干名を会長が委嘱する。

書記 教職員中から会長が委嘱する。

会計 教職員中から会長が委嘱する。

顧問

1 校長
2 その他、会長が必要を認めた場合、会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1か年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠によって就任した場合は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は本会の最高議決機関で、全会員によつて構成する。定例会は年度始めに開き、役員選任、決算予算の承認その他必要事項を審議し議決する。臨時会は評議員会で、その必要を認めた場合、随時開くことができる。

(評議員会)

第9条 評議員会は、会長の招集により随時開き、会務執行上の諸問題を審議決定する。

(専門委員会)

第10条 本会は会長がその必要を認めた場合、専門委員会を置くことができる。専門委員は評議員中から会長が委嘱する。

(会議・議決)

第11条 会議は、総会においては構成員の3分の1、その他においては2分の1以上の出席(委任状提出数も含む)により成立する。議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

(会計)

第12条 本会の経費は会費・寄付金をもってこれに当て、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 1 生活保護法による生活保護世帯は、会費の納入を免除する。

(付則)

第13条

- 1 本会の規約の改正は総会の決議を経なければならない。
- 2 会費の改正については評議員会にはかるものとする。
- 3 本規約は昭和58年4月1日から施行する。
- 4 本規約の一部改正は平成14年5月18日から施行する。
- 5 本規約の一部改正は平成16年5月15日から施行する。
- 6 本規約の一部改正は平成22年4月1日から施行する。
- 7 本規約の一部改正は平成23年4月1日から施行する。

山口県立厚狭高等学校教育後援会会則

(名称)

第1条 本会は山口県立厚狭高等学校教育後援会と称し事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は山口県立厚狭高等学校教育の充実発展に必要な援助を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 特別教育活動の振興に必要な助成
- 2 学習の充実、学力の向上に必要な助成
- 3 生徒指導、進路指導の助成
- 4 学校の運営に必要な助成
- 5 その他、本会目的達成のため必要と認める事業

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする

正会員 本校生徒の保護者
賛助会員 本校の同窓生で本会の趣旨に賛同の者
特別会員 上記のほか本会の趣旨に賛同し、篤志会費を納入した者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。本会の役員は、本校PTA役員がこれを兼ね、その任務、任期は、本校PTA規約に準ずるものとする。

会長 1名、副会長 3名、監事 2名、評議員 若干名、書記 2名、顧問 若干名

(会議)

第6条 本会に次の会議を設ける。会議の運営等については本校PTA規約に準ずるものとする。

- 1 総会
- 2 評議員会

(経費)

第7条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。

- 1 生活保護法による生活保護世帯は、会費の納入を免除する。

(会計)

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

第9条 1 本会の規約の改正は総会の決議を経なければならない。

- 2 本会会則実施に必要な細則は評議員会が定める。
- 3 会費の改正については評議員会にはかるものとする。
- 4 この会則は昭和54年4月1日から施行する。
- 5 この会則の一部改正は昭和58年4月1日から施行する。
- 6 この会則の一部改正は平成14年5月18日から施行する。
- 7 この会則の一部改正は平成16年5月15日から施行する。
- 8 この会則の一部改正は平成22年4月1日から施行する。
- 9 この会則の一部改正は平成23年4月1日から施行する。

山口県立厚狭高等学校 P T A 慶弔等に関する規程

第1条 本校生徒及び生徒の保護者並びに本校に勤務する教職員にかかる慶弔等について必要な事項を定める。

第2条 以下の場合、規定の額を給付する。

- 1 生徒本人の死亡 10,000円
- 2 生徒の保護者の死亡 10,000円
- 3 教職員本人の死亡 10,000円

第3条 前条に定めるもののほか、特別な場合は協議のうえ決定する。

附 則 この規程は平成23年4月1日から施行する。